

定 款

(改定 令和 7年 6月27日)

株式会社さくらケーシース

目次

定款

第1章 総則

第 1 条	(商号) -----	(1)
第 2 条	(本店の所在地) -----	(1)
第 3 条	(目的) -----	(1)
第 4 条	(機関) -----	(1)
第 5 条	(公告方法) -----	(1)

第2章 株式

第 6 条	(発行可能株式総数) -----	(2)
第 7 条	(自己の株式の取得) -----	(2)
第 8 条	(単元株式数) -----	(2)
第 9 条	(単元未満株式についての権利の制限) -----	(2)
第 10 条	(単元未満株式の買増請求) -----	(2)
第 11 条	(株主名簿管理人) -----	(2)
第 12 条	(株式取扱規程) -----	(2)

第3章 株主総会

第 13 条	(招集) -----	(4)
第 14 条	(定時株主総会の基準日) -----	(4)
第 15 条	(招集権者および議長) -----	(4)
第 16 条	(電子提供措置等) -----	(4)
第 17 条	(決議の方法) -----	(4)
第 18 条	(議決権の代理行使) -----	(4)

第4章 取締役および取締役会

第 19 条	(員数) -----	(5)
第 20 条	(選任方法) -----	(5)
第 21 条	(任期) -----	(5)
第 22 条	(代表取締役および役付取締役) -----	(5)
第 23 条	(取締役会の招集権者および議長) -----	(5)
第 24 条	(取締役会の招集通知) -----	(5)
第 25 条	(取締役会の決議の省略) -----	(5)
第 26 条	(報酬等) -----	(5)
第 27 条	(取締役の責任限定) -----	(5)

第5章 監査役および監査役会

第28条	(員数)	(7)
第29条	(選任方法)	(7)
第30条	(任期)	(7)
第31条	(常勤の監査役)	(7)
第32条	(監査役会の招集通知)	(7)
第33条	(報酬等)	(7)
第34条	(監査役の責任限定)	(7)

第6章 相談役および顧問

第35条	(相談役および顧問)	(8)
------	------------	-----

第7章 計算

第36条	(事業年度)	(9)
第37条	(期末配当および基準日)	(9)
第38条	(中間配当および基準日)	(9)
第39条	(配当金の除斥期間)	(9)

第8章 附則

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社さくらケーシーエスと称し、英文では SAKURA KCS Corporation と表示する。

(本店の所在地)

第2条 当会社は、本店を神戸市に置く。

(目的)

第3条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピューター・システムに関する各種ソフトウェアの作成および販売ならびにこれに付随する関連機器の開発・販売、ならびに電気通信工事
- (2) コンピューターのデータ処理および運用管理の受託
- (3) コンピューターのデータ処理に付随する事務委託
- (4) 前各号に関連するコンサルティング業務
- (5) 労働者派遣業務
- (6) 民間有料職業紹介業務
- (7) 前各号に附帯関連する一切の業務

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載を行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 第10条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に対して請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

2 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

株式

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議をもって代表取締役若干名を選定することができる。

- 2 取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任限定)

第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- 3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。
- 4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催できる。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任限定)

第34条 当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第6章 相談役および顧問

(相談役および顧問)

第35条 当会社は、取締役会の決議をもって、相談役および顧問各若干名を置くことができる。

相談役および
顧問

第7章 計算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当および基準日)

第37条 当会社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当および基準日)

第38条 当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

第8章 附則

- ◎ 改定 昭和63年 6月27日
- ◎ 改定 平成 2年 6月26日
- ◎ 改定 平成 3年 6月26日
- ◎ 改定 平成 3年12月20日
- ◎ 改定 平成 6年 6月27日
- ◎ 改定 平成11年 6月29日
- ◎ 改定 平成12年 6月29日
- ◎ 改定 平成13年 6月28日
- ◎ 改定 平成14年 6月27日
- ◎ 改定 平成15年 6月27日
- ◎ 改定 平成16年 6月29日
- ◎ 改定 平成18年 6月29日
- ◎ 改定 平成20年 6月27日
- ◎ 改定 平成21年 6月26日
- ◎ 改定 平成26年 6月27日
- ◎ 改定 平成27年 6月26日
- ◎ 改定 令和 4年 6月29日
- ◎ 改定 令和 5年 3月 2日
- ◎ 改定 令和 7年 6月27日